

もに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第八条 県民は、循環の理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

- 2 県民は、循環の理念にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、及び製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県民は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(適切な役割分担及び超学際的な連携等)

第九条 循環型社会の形成は、県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で不可欠なものであることにかんがみ、その実現のために必要な措置がすべてのものの適切な役割分担及び超学際的な連携（課題の解決に向けて、様々な主体が多様な知恵を結集し、領域を超えて幅広く連携することをいう。）の下に自主的かつ積極的に行われ、かつ、当該措置に要する費用がこれらのものにより適正かつ公平に負担されることを旨として行われなければならない。

第二章 循環型社会形成推進計画

第十条 知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の形成に関する計画（以下「循環型社会形成推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 循環型社会形成推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 循環型社会の形成に関する基本方針
 - 二 循環型社会の形成に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、循環型社会形成推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 知事は、循環型社会形成推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、循環型社会形成推進計画の変更について準用する。
- 6 循環型社会形成推進計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとする。

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

(森林の保全、整備等)

第十二条 県は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の森林が循環型社会の形成に果たす多面にわたる機能（以下この条において「森林の有する多面的機能」という。）にかんがみ、森林を適正に保全し、及び整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図

るため、林業を担う人材の育成及び確保、県産木材等の安定供給及び需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県は、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深め、並びに県民等が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(持続性の高い農業生産方式の普及等)

第十二条 県は、農業による環境への負荷を低減し、及び持続可能な農業の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条に規定する持続性の高い農業生産方式をいう。）の導入を促進し、並びにそれらを担う人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全し、及び整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の適切な保存、管理等)

第十三条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びにそれらを担う人材の育成及び確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(健全な水の循環を保全するための総合的な管理)

第十四条 県は、水環境（水質、水量、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をいう。以下同じ。）が人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われるよう、森、川、海等の環境が一体として保全されるようするため、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県は、県民等が自発的に行う水環境の保全活動及び当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全)

第十五条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環が保全されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物の保護)

第十六条 県は、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するため、環境の変化により減少しつつある野生動植物が保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進及び緑地の保全)

第十七条 県は、自然循環が健全に保全されるよう、緑化の推進及び緑地の保全のため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然再生の推進)

第十八条 県は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理する事業の推進に努め

るものとする。

(県の工事等における健全な自然循環への配慮)

第十九条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たっては、環境への負荷の少ない工法を採用すること等により、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮するものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制)

第二十条 県は、資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新エネルギー利用等の促進)

第二十一条 県は、新エネルギー利用等（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等をいう。）の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷を低減するための交通の円滑化)

第二十二条 県は、交通渋滞に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他の交通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用の促進)

第二十三条 県は、県民等及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、循環資源の循環的な利用を促進するため、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による循環型社会の形成への取組の促進)

第二十四条 県は、事業者による循環型社会の形成への取組を促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境物品等への需要の転換の促進)

第二十五条 県は、県民等が物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）を選択するよう促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第二十六条 県は、地産地消が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民等の地産地消を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(バイオマス製品の使用の促進)

第二十七条 県は、バイオマスを原料とする製品（以下「バイオマス製品」という。）の使用が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民等のバイオマス

製品の使用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の適正な処理)

第二十八条 県は、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止及び除去等)

第二十九条 県は、循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第三十条 県は、循環型社会の形成について県民等の理解を促進するため、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第三十一条 県は、県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動の促進を図るため、人材の育成、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第三十二条 県は、循環型社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第三十三条 県は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

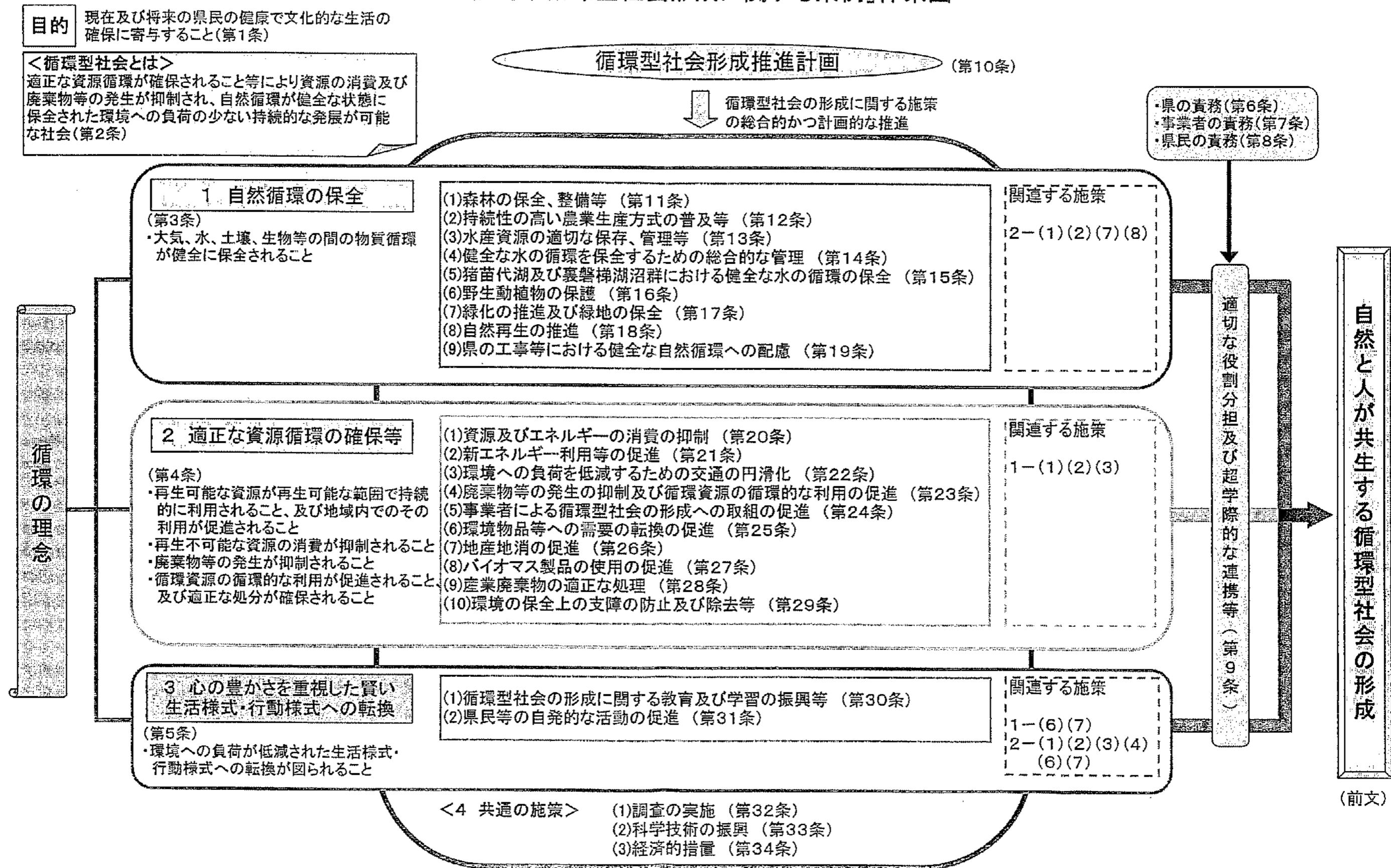
(経済的措置)

第三十四条 県は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「福島県循環型社会形成に関する条例」体系図



福島県循環型社会形成推進計画（仮称）案

(平成 17 年 9 月 20 日現在：概略版)

1 計画策定の背景と目的

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第 10 条第 1 項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

3 計画の期間

本計画の「5 福島県が目指す循環型社会」を平成 30 年度頃に見据えながら、平成 22 年度を目標年次とする 5 ヶ年計画です。

4 現状と課題

(1) 自然循環について

(2) 資源循環について

（なお、「福島県内の物質フロー」も記載）

(3) 生活様式・行動様式について

20 世紀の経済成長を最優先する社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきました。

また、それは、自然と人の関係に止まらず、わたしたちの社会に様々な問題を投げかけています。

健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでのものを中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。

日本には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた独自の伝統文化があります。その中には、自然や文化を愛し、心豊かに生きること、「もったいない」や「足るを知る」など循環型社会に通じる節度ある生き方も含まれており、今日では、江戸時代のような、ものを大切に扱い、再使用、再生利用が徹底され、廃棄物の少ないといった循環型社会の経験、歴史が見直されています。

日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しており、循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こし、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルに転換していく必要があります。

5 福島県が目指す循環型社会

- (1) 自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～
人の活動が、自然の生態系等に配慮することを優先することによって、健全な自然循環が保たれ、自然と人が共生する持続可能な社会
- (2) 適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～
地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3Rの推進」を通じて、適正な資源循環が確保された「ごみ」のない社会
- (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～
日本の精神文化である「もったいない」の心が生かされ、ものを大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会

コラム

☆ 「もったいない」について

平成16（2004）年、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニアの副環境相ワンガリ・マータイさんが、平成17年2月に来日した際、日本の「もったいない」という言葉を知って感銘を受け、同年3月にニューヨークの国連本部で開催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で、日本語の「もったいない」を環境保護の合言葉として「世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を有効的に利用しましょう」と訴えました。

このことは、多くの日本人に改めて「もったいない」の意義を呼び起こし、本県においても県商工会連合会を始めとして「もったいない運動」の輪が広がっています。

「もったいない」の言葉は、「その物の値打ちが生かされず無駄になるのが惜しい」という意味を持ち、一人ひとりが「もったいない」の意識を持つことにより、物を無駄にしないで大切に扱うことを教えています。また、「畏れ多い」、「ありがたい」など自然や人からの恩恵に感謝する意味も併せ持つことから、環境や人を大切にすることに繋がり、共生の論理に立った循環型社会形成の趣旨に合致する言葉です。

のことから、日本人の伝統的な心として引き継いできた「もったいない」の言葉を本計画のキーワードの一つとして活用することとします。

6 施策の展開

- (1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～
- ① 森林の保全、整備等
 - ② 持続性の高い農業生産方式の普及等

- ③ 水産資源の適切な保存、管理等
 - ④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理
 - ⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全
 - ⑥ 野生動植物の保護
 - ⑦ 緑化の推進及び緑地の保全
 - ⑧ 自然再生の推進
 - ⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮
- (2) 適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～
- ① 資源及びエネルギー消費の抑制
 - ② 新エネルギー利用等の促進
 - ③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化
 - ④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進
 - ⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進
 - ⑥ 環境物品等への需要の転換の促進
 - ⑦ 地産地消の促進
 - ⑧ バイオマス製品の利用促進
 - ⑨ 産業廃棄物の適正処理
 - ⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等
- (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～
- 循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要であることから、「もったいない」や「足るを知る」など日本人に伝統的に引き継がれてきた心を生かすなどの環境教育・学習により、意識や価値観の転換を促し、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう取り組みます。
- ① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
 - ② 県民等の自発的な活動の促進
- (4) 共通の施策
- ① 調査の実施
 - ② 科学技術の振興
 - ③ 経済的措置
- 循環型社会の形成に関する施策を実施するため、産業廃棄物税や森林環境税を活用するなど必要な経済的措置を行います。

7 計画の推進

- (1) 県民の役割
- (2) 民間の団体等の役割
- (3) 事業者の役割
- (4) 行政の役割
- (5) 連携

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、福島県循環型社会形成
府内連絡会議においてP D C Aサイクルによる進行管理を行うとともに、結果等を
公表します。
- (2) 各施策目標は、「別表2」に掲げる各項目の達成度を的確に表す方法（数値目標
又はその他の方法）で表示します。
- (3) 本計画は、最終年度（平成22年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ、次期
計画を策定します。

別表1 「もったいない50の実践」

別表2 数値目標

※ 新しい言葉や専門用語等については、今後、コラム欄を追加したり、用語解説欄を
設けることとします。